

検証・浦和電車区事件の真実 No.47

民主化闘争情報 [号外] 2008年9月3日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第47回 Y氏がJR東日本への復職を決意

Y氏(当該事件被害者)はJR東日本を退職後、埼玉県内のある会社に再就職した。「二度とJR東日本は利用しない」と心に決めていたが、鉄道が好きなY氏は、本心では、寂しくてたまらなかった。Y氏は2003年に東京地方裁判所で証言に立ったが、それ以降、裁判のことはあまり考えないようにしていた。「このままで終わらせたくない。事実を明らかにしたい」と願ってはいたが、「裁判結果がどうなっても、どうせ、自分の現状は変わらない...」と、自らの人生に対しては、半ば、自暴自棄になっていた。

懲戒解雇処分で会社の姿勢を知る

そうした中、2007年7月17日、JR連合のある旧知の先輩から電話があり、被告7名全員に有罪判決が下ったことを知った。そして「事件の頃とは状況が変わった。復職も不可能ではないよ。組合と相談してみよう」と話があった。退職時27歳だったY氏は、33歳になっていた。しかしY氏の頭にある職場の姿は、JR東労組が傍若無人に振舞う事件当時のままだった。

「復職など絶対に無理だろう...」と思いながらも、何度か話を聞き、JR連合役員から「会社の姿勢も毅然としてきている。人生はこれからだ。勇気を出して復職を目指して頑張ろう」と提案を受けた。それでもY氏は情勢の変化を信用することができず、決断できないでいた。しかし、8月30日にJR東日本が被告らを懲戒解雇したことで、Y氏は、ようやく会社の姿勢が変わってきていることを実感し、復職を目指す意志を固めることができた。

安心して安全に働ける職場をつくって欲しい！

浦和電車区事件の当時、JR東日本では「東労組に非ずんば人に非ず」という風潮がまかり通り、JR連合や国労の組合員や、JR東労組に所属していても組織に批判的な組合員は、JR東労組役員などから徹底したいじめや差別を受けていた。1999年秋に発生した三鷹電車区事件はその典型例である。JR連合は、JR東労組役員らから集団的糾弾を受け、運転業務を外された佐藤氏の運転士復帰にむけた闘いを支援し、この結果、JR東日本は、2008年7月1日付で佐藤氏を豊田運輸区の運転士に発令した。(本事件についてはJR連合ホームページを参照)

Y氏は、2007年11月15日に開催されたJR連合の「JRから暴力を排除し職場の信頼と安全を築く総決起集会」に次のようなメッセージを寄せ、心境を明らかにした。

「私が、これから民事訴訟で闘っていくにあたり、JR連合の皆様にお願ひがあります。それは、JR連合の力によって、JR東日本に、安心して、安全に働ける職場をつくっていただきたいということです。私のような目に遭って、心ならずも会社を辞めざるを得なかったり、今なお鬱々と仕事をしている方々は少なからずいるはずですよ。二度とそうした不幸は繰り返して欲しくないと思います。私は、安心して、生き生きと、楽しく鉄道の仕事がしたいと切に願っております。会社にも、きっとこの気持ちが届くものと信じています」(次号に続く)